

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成24年3月5日提出

【発行者名】 新光投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 桜嶋 文雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【事務連絡者氏名】 大澤 団
連絡場所：東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【電話番号】 03 - 3277 - 1818

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係る 新都市中国株式ファンド
ファンドの名称】

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金 3兆円を上限とします。
額】

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

新都市中国株式ファンド

愛称として「チャイナタウン21」という名称を用いることがあります。

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

(イ) 追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

(ロ) 当初元本は1口当たり1円です。

(ハ) 新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

(イ) 発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、当ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ) 基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けするための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」）の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(7) 【申込期間】

平成24年3月6日から平成25年3月1日までです。

なお、申込期間は原則として更新されません。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所（販売会社）については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託者」とい

ます。)の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型投信 / 海外 / 株式に属し、主として中国企業の株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

中国企業とは、中国本土および香港の企業とします。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
--------	------	--------	-------

株式 一般	年1回	グローバル	あり ()
大型株 中小型株	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般	年6回(隔月)	欧州	なし
公債 社債 その他債券	年12回(毎月)	アジア	
クレジット属性 ()	日々	オセアニア	
不動産投信	その他()	中南米	
その他資産 ()		アフリカ	
資産複合 ()		中近東(中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性の定義

株式 一般	目論見書または投資信託約款において、株式に主として投資する旨の記載があるものであって、大型株・中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドの仕組み

当ファンドは中国企業の株式などに直接投資を行います。



b. ファンドの特色

1. 中国企業の上場株式を主要投資対象とします。

主として、香港証券取引所、上海証券取引所および深?証券取引所に上場する中国企業の株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

その他、台湾証券取引所、シンガポール取引所、ニューヨーク証券取引所などに上場する中国企業の株式に投資することがあります。

また、中国企業の預託証書および中国企業の株式を主要投資対象とする投資信託証券、中国A株と投資成果が連動する証券に投資することがあります。

2. 主としてボトムアップ・リサーチに基づき、中国の都市化の恩恵を受けるインフラ整備および消費・サービス分野に関連する企業の株式を中心に投資を行います。

株式（預託証書、投資信託証券および中国A株と投資成果が連動する証券を含みます。）の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

3. 当ファンドの運用にあたっては、招商証券股フェン有限公司より投資助言および情報提供を受けます。

招商証券の概要



会社名 : 招商証券股?有限公司
 所在地 : 中華人民共和国広東省深?市
 設立 : 1994年4月

- ・約2,700名の従業員を擁する中国の総合証券会社です。
- ・中国の近代化に重要な役割を果たした企業グループ「招商局集団」（1872年創立）の一員です。
- ・調査部門は100名を超えるプロフェッショナルを抱え、中国本土市場から香港市場にわたる幅広い銘柄をカバーしています。

（2012年1月末現在）

当ファンドの資金動向、市況動向、中国の法令や制度の適用などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資割合	同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

原則として、年4回（毎年3月、6月、9月、12月の各月3日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

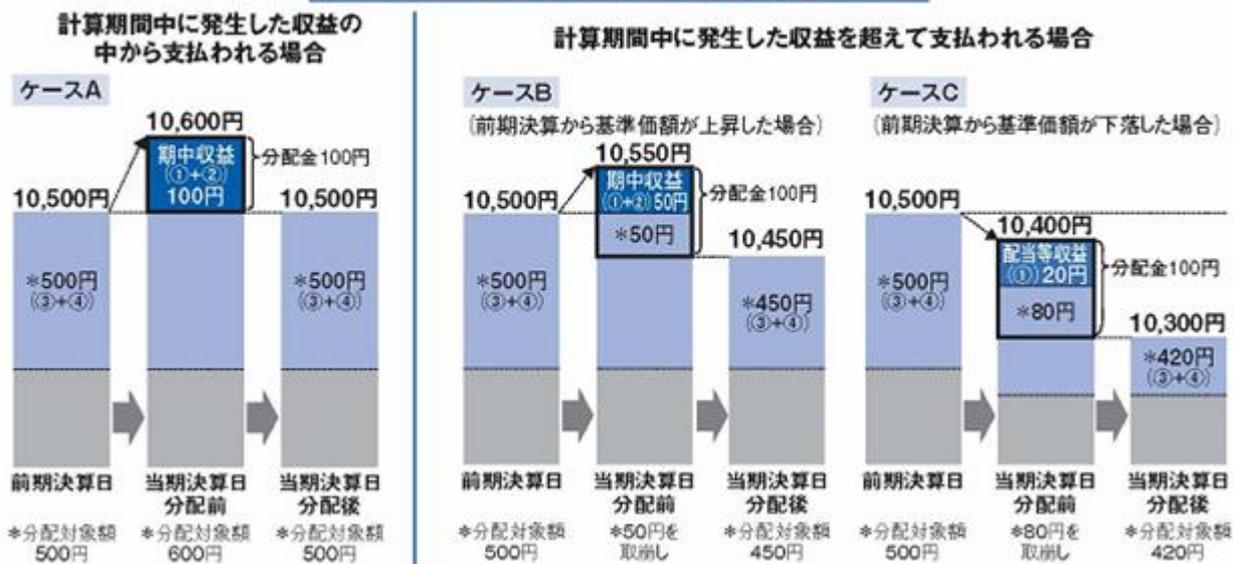
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（イメージ）



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

配当等収益（経費控除後）、有価証券売買益・評価益（経費控除後）、分配準備積立金、
収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円

ケースB：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差 50円＝50円

ケースC：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差 200円＝100円

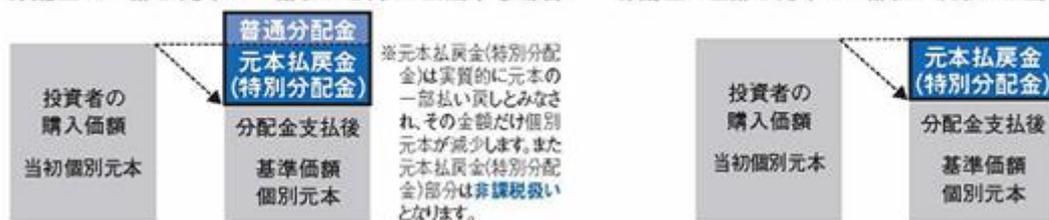
A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます

す。

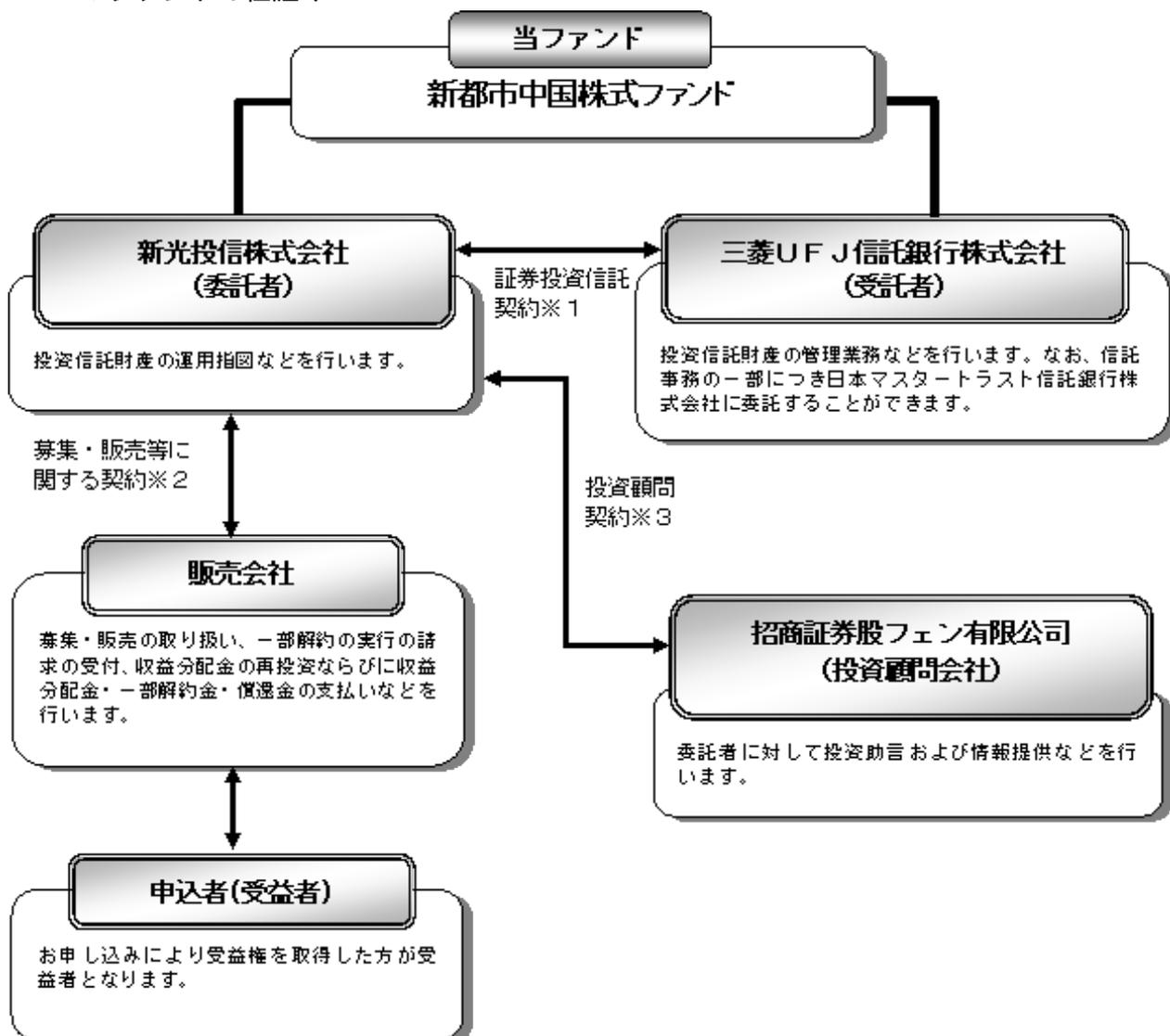
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成21年11月13日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成21年12月18日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

3 投資顧問契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、投資顧問会社が提供する役務、委託者への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成24年1月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

（平成24年1月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

中国本土および香港の企業（以下「中国企業」といいます。）の上場株式を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

主として香港証券取引所、上海証券取引所および深?証券取引所に上場する中国企業の株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。その他、台湾証券取引所、シンガポール取引所、ニューヨーク証券取引所等に上場する中国企業の株式に投資することがあります。また、中国企業の預託証券、中国企業の株式を主要投資対象とする投資信託証券および中国A株と投資成果が連動する証券に投資することがあります。

運用にあたっては、主としてボトムアップ・リサーチに基づき、中国の都市化の恩恵を受けるインフラ整備および消費・サービス分野に関する企業の株式を中心に投資を行います。

す。

株式（本項において預託証券、投資信託証券および中国A株と投資成果が連動する証券を含みます。）の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドの資金動向、市況動向、中国の法令や制度の適用等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（八）主な投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（2）【投資対象】

a．投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．有価証券および金融商品の指図範囲等

（イ）委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- (ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- (ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- c. 先物
- (イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28

条第8項第3号八に掲げるものをいいます。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

(ロ) 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引および為替先渡取引

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

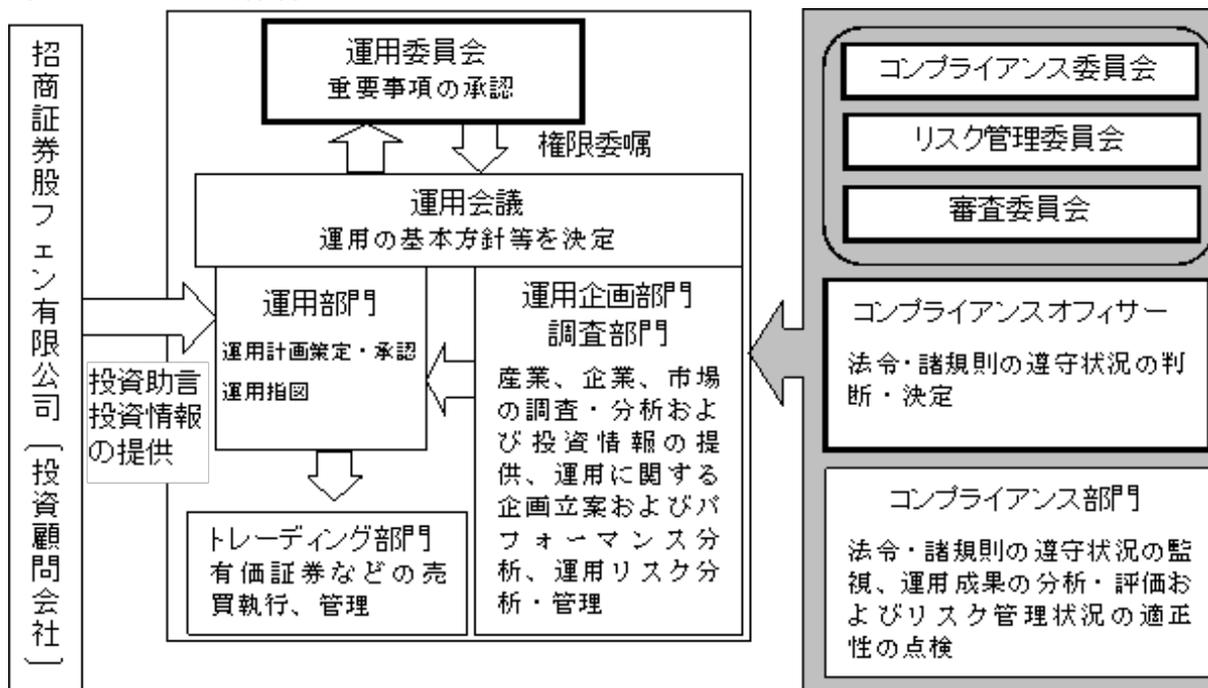
(ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ホ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ヘ）委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（3）【運用体制】

a．当ファンドの運用体制



上記は平成24年3月5日現在のものであり、今後変更になることがあります。

PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、投資顧問会社からの投資助言および提供された情報等を参考に運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス部門（10～15名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b．運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、

ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

- a. 収益分配は年4回、原則として、3月、6月、9月、12月の各月3日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
 1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 2. 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

- a. 株式への投資割合
株式への投資割合には制限を設けません。
- b. 新株引受権証券等への投資割合
委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 投資信託証券への投資割合
委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券のうち取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する金融商品市場をいいます。）または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券の時価総額については、合計額の計算においてこれを算入しません。
- d. 同一銘柄への投資割合
(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価

総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(ハ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e . 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

f . 投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

g . 信用取引の指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1 . 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2 . 株式分割により取得する株券
- 3 . 有償増資により取得する株券
- 4 . 売出しにより取得する株券
- 5 . 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
- 6 . 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

h . 有価証券の貸し付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

- 1 . 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2 . 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

i . 公社債の空売りの指図範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

j . 公社債の借り入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

k . 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

l . 外国為替予約の指図および範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 上記（イ）の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

m . 資金の借り入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は投資信託財産中から支払われます。
- n . 利害関係人等との取引等
- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- (ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとし、なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- (ニ) 上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。
- 法令に定める投資制限
- a . 同一の法人の発行する株式
- 委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。
- （投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金とは異なります。

a . カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって影響を受けます。一般に新興国は、先進国に比べ政治、経済、社会情勢などが不安定であり、規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えており、投資環境の急変により金融市場に相対的に大きな混乱が生じる場合があります。

その結果、当ファンドの基準価額が予想外に大きく下落したり、運用方針に沿った運用が困

難となる可能性があります。

b．株価変動リスク

株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式の組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c．中国A株に関するリスク

- ・当ファンドの投資対象に含まれる中国A株は、QFII（適格国外機関投資家）制度上、資金回収に制限があります。また、中国の外貨収支残高状況などを理由とした政策変更などにより、海外への送金規制や円と人民元の交換停止などの措置がとられる場合があり、中国A株（中国A株と類似の投資成果が得られる証券などを含みます。）に関連する投資信託財産の資金回収処理が予定どおり行われられない可能性があります。
- ・中国の証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。将来的に、当ファンドが実質的に投資する中国A株（中国A株と類似の投資成果が得られる証券などを含みます。）について所得税などの課税が行われることとなった場合には、当ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。

d．為替変動リスク

為替変動により外貨建資産の円換算価格が変動するリスクをいいます。たとえば、投資対象となる有価証券が現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e．信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなる（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落します。

また、当ファンドが投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f．流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。

当ファンドにおいて特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g．金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

h．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

(イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

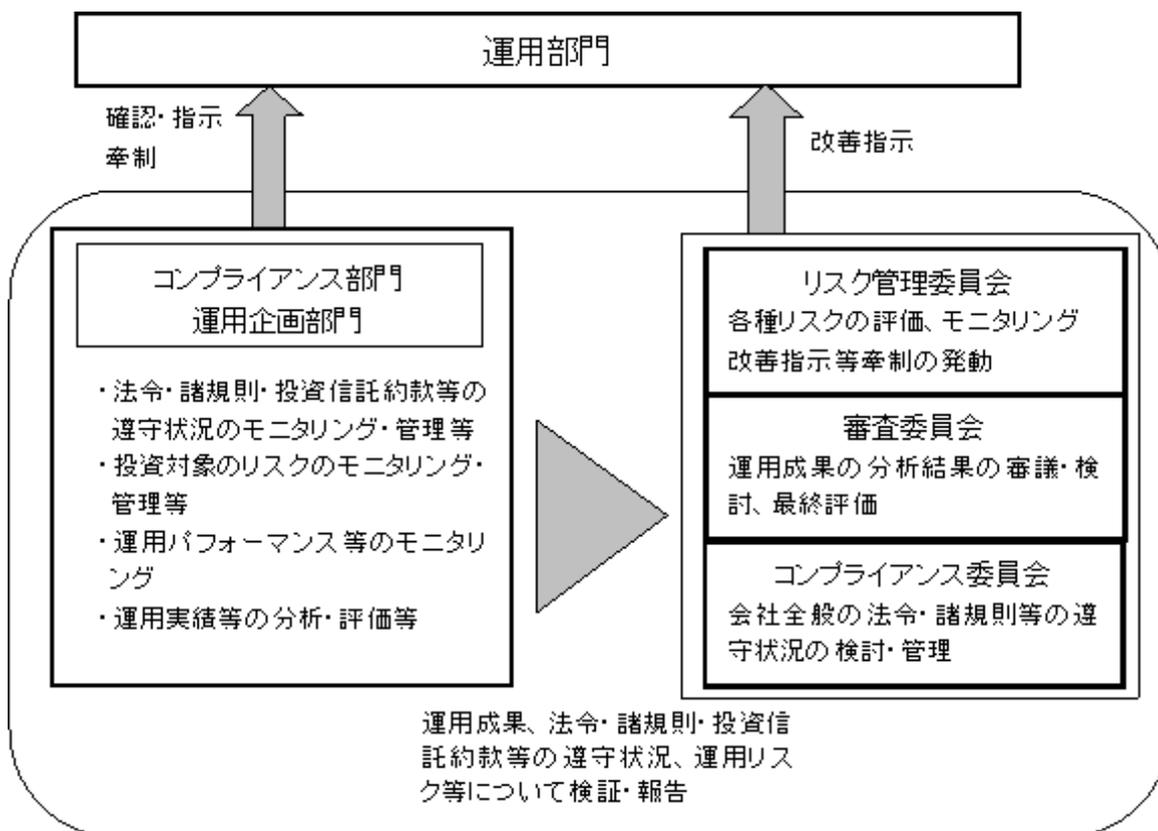
(ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあります。また、投資信託

財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

- (二) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ホ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(2) リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4 【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要（詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。）

ファンドの取得時にかかる費用と税金	<ul style="list-style-type: none"> ●申込手数料+消費税等 申込手数料は販売会社ごとに定めます。 	
▼		
ファンドの保有時にかかる費用と税金	<ul style="list-style-type: none"> ●信託報酬+消費税等 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。 	
	◎分配金にかかる税金（注）	普通分配金に対する所得税・地方税
▼		
ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金	<ul style="list-style-type: none"> ●解約・償還時の手数料はありません。 ●解約の際、信託財産留保額が差し引かれます。 	
	◎解約代金・償還金にかかる税金（注）	譲渡益に対する所得税・地方税

（注）個人受益者と法人受益者とは税制が異なります。

平成25年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「（5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-694
 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
 インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けするための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合はいいです。
- 2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合はいいです。

(2) 【換金（解約）手数料】

a . 解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b . 信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の168の率（1.68%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 (年率)	委託者	純資産総額に対し年0.7875%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.7875%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.1050%（税込）

委託者の信託報酬には、招商証券股?有限公司に対する投資顧問報酬（純資産総額に対し年10,000分の17の率（0.17%））が含まれています。

(4) 【その他の手数料等】

- a . 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b . 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c . 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨

建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、以下の(表1)の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益(解約価額または償還価額から取得費(申込手数料(税込))を含みます。)を控除した額)については、譲渡所得とみなされ、以下の(表1)の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

(表1)

期 間	税 率
平成24年12月31日まで	10% (所得税7%および地方税3%)
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7.147%および地方税3%)
平成26年1月1日以降	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)

平成25年1月1日からは、所得税に復興特別所得税が加算されるため上記の税率となります。

(ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失(譲渡損)は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り、)から差し引くこと(損益通算)ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益(譲渡益)は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です(申告不要)。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については以下の(表2)の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

(表2)

期 間	税 率
平成24年12月31日まで	7% (所得税のみ)
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147% (所得税のみ)
平成26年1月1日以降	15.315% (所得税のみ)

平成25年1月1日からは、所得税に復興特別所得税が加算されるため上記の税率となります。

c. 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および

当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成24年1月31日現在）

分類	資産の種類	国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価証券	株式	バミューダ諸島	円 14,121,945	時価	% 7.0
		香港	円 26,392,090	時価	% 13.0
		中国	円 74,104,505	時価	% 36.6
		ケイマン諸島	円 39,647,235	時価	% 19.6
		小計	円 154,265,775	-	% 76.1

その他 資産	コール・ローン等	日本他	円負債控除後の 48,449,028取得価額	% 23.9
	純資産総額		円 202,714,803	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成24年1月31日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA-H	中国	株式	銀行	250,000	47.37	11,844,625	53.38	13,346,750	6.58
2	CHINA MOBILE LTD	香港	株式	電気通信サービス	13,000	748.10	9,725,397	763.37	9,923,875	4.89
3	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	中国	株式	銀行	150,000	55.65	8,347,875	59.98	8,997,975	4.43
4	ZTE CORPORATION-H	中国	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	40,000	232.46	9,298,400	207.34	8,293,700	4.09
5	SANDS CHINA LIMITED	ケイマン諸島	株式	消費者サービス	30,000	231.47	6,944,250	264.47	7,934,175	3.91
6	CHINA RESOURCES ENTERPRISE LIMITED	香港	株式	食品・生活必需品小売り	30,000	277.77	8,333,100	263.98	7,919,400	3.90
7	CHINA LONGYUAN POWER GROUP CORP-H	中国	株式	公益事業	130,000	56.83	7,388,485	57.91	7,529,340	3.71
8	CHINA ZHENG TONG AUTO SERVICES HOLDINGS LIMITED	ケイマン諸島	株式	小売	90,000	73.77	6,639,885	80.27	7,224,975	3.56
9	SINOPHARM GROUP CO LIMITED-H	中国	株式	ヘルスケア機器・サービス	40,000	183.60	7,344,160	178.87	7,155,040	3.52
10	EVERGRANDE REAL ESTATE GROUP LIMITED	ケイマン諸島	株式	不動産	200,000	34.17	6,835,900	35.65	7,131,400	3.51
11	SHANGHAI ELECTRIC GROUP COMPANY LTD-H	中国	株式	資本財	170,000	34.04	5,788,428	37.62	6,396,590	3.15
12	GCL POLY ENERGY HOLDINGS LIMITED	ケイマン諸島	株式	半導体・半導体製造装置	250,000	22.85	5,713,000	25.01	6,254,750	3.08
13	CHINA TELECOM CORPORATION LIMITED-H	中国	株式	電気通信サービス	150,000	45.50	6,826,050	41.46	6,220,275	3.06
14	HAIER ELECTRONICS GROUP CO LTD	バミューダ諸島	株式	耐久消費財・アパレル	70,000	75.84	5,309,150	80.08	5,605,635	2.76
15	CHOW SANG SANG HOLDINGS INTERNATIONAL LIMITED	バミューダ諸島	株式	小売	30,000	206.35	6,190,725	183.40	5,502,210	2.71
16	ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LIMITED-H	中国	株式	素材	20,000	259.05	5,181,100	265.95	5,319,000	2.62
17	SJM HOLDINGS LIMITED	香港	株式	消費者サービス	35,000	127.85	4,474,855	135.73	4,750,655	2.34
18	CHINA STATE CONSTRUCTION INTERNATIONAL	ケイマン諸島	株式	資本財	70,000	56.83	3,978,415	59.39	4,157,685	2.05
19	SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING CO-H	中国	株式	ヘルスケア機器・サービス	30,000	135.26	4,058,009	127.85	3,835,590	1.89
20	YGM TRADING LIMITED	香港	株式	耐久消費財・アパレル	20,000	161.73	3,234,740	189.90	3,798,160	1.87
21	CHINA COMMUNICATIONS CONSTRUCTION CO-H	中国	株式	資本財	50,000	67.54	3,377,350	72.20	3,610,025	1.78
22	TCL COMMUNICATION TECHNOLOGY HOLDINGS LIMITED	ケイマン諸島	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	100,000	41.66	4,166,550	34.86	3,486,900	1.72
23	KINGDEE INTERNATIONAL SOFTWARE GROUP CO	ケイマン諸島	株式	ソフトウェア・サービス	150,000	26.79	4,018,800	23.04	3,457,350	1.70
24	ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC CO LIMITED-H	中国	株式	資本財	20,000	174.49	3,489,803	170.01	3,400,220	1.67
25	CHINA FOODS LIMITED	バミューダ諸島	株式	食品・飲料・タバコ	50,000	58.02	2,901,132	60.28	3,014,100	1.48

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

（注2）外貨建株式の単価および金額は、平成24年1月31日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲

値により邦貨換算しております。

種類別投資比率（平成24年1月31日現在）

種 類	投資比率（％）
株 式	76.09
合 計	76.09

株式業種別投資比率（平成24年1月31日現在）

業 種	投資比率（％）
素材	2.62
資本財	8.66
耐久消費財・アパレル	4.63
消費者サービス	6.25
小売	6.27
食品・生活必需品小売り	3.90
食品・飲料・タバコ	1.48
ヘルスケア機器・サービス	5.42
銀行	11.02
不動産	3.51
ソフトウェア・サービス	1.70
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.81
電気通信サービス	7.96
公益事業	3.71
半導体・半導体製造装置	3.08
合 計	76.09

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	873,553,162	873,553,162	9,699	9,699
	第2期計算期間末	855,932,353	855,932,353	9,327	9,327
第2期特定期間	第3期計算期間末	622,543,233	625,172,068	9,473	9,513
	第4期計算期間末	424,000,850	464,730,113	10,410	11,410

第3期特定期間	第5期計算期間末	405,075,589	406,416,673	9,062	9,092
	第6期計算期間末	346,218,317	355,842,079	9,354	9,614
第4期特定期間	第7期計算期間末	264,963,110	265,679,226	7,400	7,420
	第8期計算期間末 (平成23年12月5日)	211,509,324	212,197,713	6,145	6,165
平成23年1月末日		434,195,135	-	9,790	-
平成23年2月末日		391,160,906	-	8,886	-
平成23年3月末日		429,315,268	-	9,723	-
平成23年4月末日		393,739,986	-	10,191	-
平成23年5月末日		365,266,088	-	9,590	-
平成23年6月末日		319,299,606	-	8,851	-
平成23年7月末日		312,656,709	-	8,912	-
平成23年8月末日		267,207,042	-	7,460	-
平成23年9月末日		208,348,685	-	5,898	-
平成23年10月末日		230,473,929	-	6,687	-
平成23年11月末日		205,630,805	-	5,987	-
平成23年12月末日		195,503,443	-	5,790	-
平成24年1月末日		202,714,803	-	5,986	-

(注) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年3月3日)	0円
	第2期計算期間 (平成22年6月3日)	0円
第2期特定期間	第3期計算期間 (平成22年9月3日)	40円
	第4期計算期間 (平成22年12月3日)	1,000円
第3期特定期間	第5期計算期間 (平成23年3月3日)	30円
	第6期計算期間 (平成23年6月3日)	260円
第4期特定期間	第7期計算期間 (平成23年9月5日)	20円
	第8期計算期間 (平成23年12月5日)	20円

【収益率の推移】

特定期間	決算期	収益率
------	-----	-----

第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年3月3日)	3.0%
	第2期計算期間 (平成22年6月3日)	3.8%
第2期特定期間	第3期計算期間 (平成22年9月3日)	2.0%
	第4期計算期間 (平成22年12月3日)	20.4%
第3期特定期間	第5期計算期間 (平成23年3月3日)	12.7%
	第6期計算期間 (平成23年6月3日)	6.1%
第4期特定期間	第7期計算期間 (平成23年9月5日)	20.7%
	第8期計算期間 (平成23年12月5日)	16.7%

(注1) 収益率は、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

(注2) 収益率は小数第2位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	904,655,022口	4,000,000口
	第2期計算期間	60,561,062口	43,553,413口
第2期特定期間	第3期計算期間	57,275,451口	317,729,299口
	第4期計算期間	29,824,164口	279,740,350口
第3期特定期間	第5期計算期間	93,224,754口	53,489,330口
	第6期計算期間	33,187,115口	110,070,478口
第4期特定期間	第7期計算期間	25,992,543口	38,079,196口
	第8期計算期間	16,361,778口	30,225,160口

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。

< 参考情報 >

運用実績

2012年1月31日現在

<基準価額・純資産の推移> 2009年12月18日～2012年1月31日



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移>

2011年12月	20円
2011年9月	20円
2011年6月	260円
2011年3月	30円
2010年12月	1,000円
設定来累計	1,370円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
株式現物	76.09%
その他資産	23.90%
合計	100.00%

業種別配分

業種	純資産比率
銀行	11.02%
資本財	8.66%
電気通信サービス	7.96%
小売	6.27%
消費者サービス	6.25%
その他	35.91%
合計	76.09%

※世界産業分類基準(GICS)にしたがって記載しています。

組入上位10銘柄

銘柄名	国・地域	業種	純資産比率
INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA-H	中国	銀行	6.58%
CHINA MOBILE LTD	香港	電気通信サービス	4.89%
CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	中国	銀行	4.43%
ZTE CORPORATION-H	中国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.09%
SANDS CHINA LIMITED	ケイマン諸島	消費者サービス	3.91%
CHINA RESOURCES ENTERPRISE LIMITED	香港	食品・生活必需品小売り	3.90%
CHINA LONGYUAN POWER GROUP CORP-H	中国	公益事業	3.71%
CHINA ZHENG TONG AUTO SERVICES HOLDINGS LIMITED	ケイマン諸島	小売	3.56%
SINOPHARM GROUP CO LIMITED-H	中国	ヘルスケア機器・サービス	3.52%
EVERGRANDE REAL ESTATE GROUP LIMITED	ケイマン諸島	不動産	3.51%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2009年については、当ファンドの設定時から12月末までの収益率を記載しています。
 ※2012年については、年初から1月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。た

だし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。）

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「新都市中国株式ファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、以下のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

- ・香港証券取引所の休業日
- ・上海証券取引所の休業日
- ・深?証券取引所の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（ニ）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のも

のとなります。

- (ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- (ヘ) 委託者は、以下のいずれかに該当する日には、上記(イ)による一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。
- ・ 香港証券取引所の休業日
 - ・ 上海証券取引所の休業日
 - ・ 深?証券取引所の休業日
- (ト) 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- (チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-694
 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）
 インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
株式	原則として基準価額計算日の取引所の最終相場で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知りうる直近の日とし

ます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成31年12月3日までとします。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月4日から6月3日まで、6月4日から9月3日まで、9月4日から12月3日まで、12月4日から翌年3月3日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a . 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回る事となった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記（イ）の事項について、下記「c . 書面決議の手続き」の規定にしたがい

ます。

(ハ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ニ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c . 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b . 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b . 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なも

のに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）
について、下記「c．書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(八) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記
(イ) および(ロ)の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものと
します。

c．書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a．信託の終了（投資信託契約の解約）」(イ)について、または
「b．投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面によ
る決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面
決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその
理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知っている受
益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ロ) 上記(イ)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信
託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項
において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。
なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議に
ついて賛成するものとみなします。

(ハ) 上記(イ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該
受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してそ
の効力を生じます。

(ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変
更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益
者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資
信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)か
ら(ハ)までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しま
せん。

(ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決さ
れた場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書
面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d．反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または上記「b．投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更
等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益
者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求す
ることができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c．書面決議の手続
き」で規定する書面に記載します。

e．運用報告書

当ファンドについて、委託者は原則として6ヵ月ごと（原則として6月、12月の各特定期間
の終了時）および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況な
どを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会
社で、受け取ることができます。

f．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

k. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

また、委託者と投資顧問会社（招商証券股?有限公司）との間において締結している「投資顧問契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、投資顧問会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。なお、委託者は、法律による解除権の行使以外に、相手方に対する90日前の書面による

解約申し入れによりこの契約を解約できるものとします。

4【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期特定期間（平成23年6月4日から平成23年12月5日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

新都市中国株式ファンド 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期特定期間末 (平成23年 6月 3日現在)	第4期特定期間末 (平成23年12月 5日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	638,418	13,856,636
コール・ローン	39,905,557	23,962,001
株式	317,905,919	166,615,916
未収入金	3,954,968	8,675,795
未収利息	43	26
流動資産合計	362,404,905	213,110,374
資産合計	362,404,905	213,110,374
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,623,762	688,389
未払解約金	4,853,000	-
未払受託者報酬	106,173	56,785
未払委託者報酬	1,592,589	851,761
その他未払費用	11,064	4,115
流動負債合計	16,186,588	1,601,050
負債合計	16,186,588	1,601,050
純資産の部		
元本等		
元本	370,144,698	344,194,663
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	23,926,381	132,685,339
（分配準備積立金）	5,121,951	4,063,546
元本等合計	346,218,317	211,509,324
純資産合計	346,218,317	211,509,324
負債純資産合計	362,404,905	213,110,374

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期特定期間 自平成22年12月4日 至平成23年6月3日	第4期特定期間 自平成23年6月4日 至平成23年12月5日
営業収益		
受取配当金	2,269,484	2,778,524
受取利息	13,333	6,318
有価証券売買等損益	13,783,054	102,245,017
為替差損益	13,375,805	11,267,257
営業収益合計	24,876,042	110,727,432
営業費用		
受託者報酬	214,988	138,462
委託者報酬	3,224,777	2,076,821
その他費用	523,971	338,717
営業費用合計	3,963,736	2,554,000
営業利益	28,839,778	113,281,432
経常利益	28,839,778	113,281,432
当期純利益	28,839,778	113,281,432
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	7,226,662	6,283,639
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	16,708,213	23,926,381
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,112,504	10,514,120
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,112,504	10,514,120
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,715,812	10,870,780
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,881,913	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,833,899	10,870,780
分配金	10,964,846	1,404,505
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	23,926,381	132,685,339

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第4期特定期間 自 平成23年 6月 4日 至 平成23年12月 5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。 (2) 計算期間に関する事項 当計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成23年6月4日から平成23年12月5日までとなっております。

(追加情報)

第3期特定期間 自 平成22年12月 4日 至 平成23年 6月 3日	第4期特定期間 自 平成23年 6月 4日 至 平成23年12月 5日
	当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期特定期間末 [平成23年 6月 3日現在]	第4期特定期間末 [平成23年12月 5日現在]
1. 特定期間末日における受益権の総数 370,144,698口	1. 特定期間末日における受益権の総数 344,194,663口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 23,926,381円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 132,685,339円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9354円 (1万口当たり純資産額) (9,354円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6145円 (1万口当たり純資産額) (6,145円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第3期特定期間 自 平成22年12月 4日 至 平成23年 6月 3日	第4期特定期間 自 平成23年 6月 4日 至 平成23年12月 5日
1. その他費用	主に、海外カストディアンに対するカストディフィーであります。	同左

2. 分配金の計算過程	<p>(1) 第5期計算期間（平成22年12月4日から平成23年3月3日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,775,513円）及び分配準備積立金（14,928,767円）より分配対象収益は18,704,280円（1万口当たり418.40円）であり、うち1,341,084円（1万口当たり30円）を分配しております。</p> <p>(2) 第6期計算期間（平成23年3月4日から平成23年6月3日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,745,376円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,672,467円）及び分配準備積立金（10,779,468円）より分配対象収益は16,197,311円（1万口当たり437.58円）であり、うち9,623,762円（1万口当たり260円）を分配しております。</p>	<p>(1) 第7期計算期間（平成23年6月4日から平成23年9月5日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（446,702円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,786,176円）及び分配準備積立金（4,676,884円）より分配対象収益は6,909,762円（1万口当たり192.96円）であり、うち716,116円（1万口当たり20円）を分配しております。</p> <p>(2) 第8期計算期間（平成23年9月6日から平成23年12月5日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,586,705円）及び分配準備積立金（4,407,740円）より分配対象収益は5,994,445円（1万口当たり174.14円）であり、うち688,389円（1万口当たり20円）を分配しております。</p>
-------------	---	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第3期特定期間 自 平成22年12月 4日 至 平成23年 6月 3日	第4期特定期間 自 平成23年 6月 4日 至 平成23年12月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>また、当ファンドは、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが投資している有価証券は、株式であり、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

第3期特定期間末 [平成23年 6月 3日現在]	第4期特定期間末 [平成23年12月 5日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定用法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定用法 株式 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第3期特定期間 自平成22年12月 4日 至平成23年 6月 3日	第4期特定期間 自平成23年 6月 4日 至平成23年12月 5日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区 分	第3期特定期間末 [平成23年 6月 3日現在]	第4期特定期間末 [平成23年12月 5日現在]
期首元本額	407,292,637円	370,144,698円
期中追加設定元本額	126,411,869円	42,354,321円
期中一部解約元本額	163,559,808円	68,304,356円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	第3期特定期間末 [平成23年 6月 3日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	第4期特定期間末 [平成23年12月 5日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株 式	26,716,392	22,092,929
合 計	26,716,392	22,092,929

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

種 類	第3期特定期間末 [平成23年 6月 3日現在]	第4期特定期間末 [平成23年12月 5日現在]
	該当事項はありません。	同左

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル		株	米ドル	米ドル	
	7 DAYS GROUP HOLDINGS LIMITED-ADR	7,000	13.74	96,180.00	
	CTRIP.COM INTERNATIONAL-ADR	3,000	26.18	78,540.00	
	米ドル建小計	株 10,000	-	米ドル 174,720.00 (13,647,379円)	
香港ドル		株	香港ドル	香港ドル	
	ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LIMITED-H	20,000	26.30	526,000.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INTERNATIONAL	120,000	5.77	692,400.00	
	HAIER ELECTRONICS GROUP CO LTD	70,000	7.70	539,000.00	
	YGM TRADING LIMITED	20,000	16.42	328,400.00	
	SANDS CHINA LIMITED	30,000	23.50	705,000.00	
	SJM HOLDINGS LIMITED	35,000	12.98	454,300.00	
	CHINA ZHENG TONG AUTO SERVICES HOLDINGS LIMITED	90,000	7.49	674,100.00	
	CHOW SANG SANG HOLDINGS INTERNATIONAL LIMITED	30,000	20.95	628,500.00	
	CHINA RESOURCES ENTERPRISE LIMITED	30,000	28.20	846,000.00	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO LIMITED	30,000	26.60	798,000.00	
	SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING CO-H	20,000	14.48	289,600.00	
	SINOPHARM GROUP CO LIMITED-H	40,000	18.64	745,600.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	150,000	5.65	847,500.00	
	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA-H	250,000	4.81	1,202,500.00	
	EVERGRANDE REAL ESTATE GROUP LIMITED	200,000	3.47	694,000.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	12,000	38.70	464,400.00	
	KINGDEE INTERNATIONAL SOFTWARE GROUP CO	150,000	2.72	408,000.00	
	TCL COMMUNICATION TECHNOLOGY HOLDINGS LIMITED	100,000	4.23	423,000.00	
	ZTE CORPORATION-H	40,000	23.60	944,000.00	
CHINA MOBILE LTD	13,000	75.95	987,350.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
香港ドル		株	香港ドル	香港ドル	
	CHINA TELECOM CORPORATION LIMITED-H	150,000	4.62	693,000.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP CORP-H	130,000	5.77	750,100.00	
	GCL POLY ENERGY HOLDINGS LIMITED	250,000	2.32	580,000.00	
	香港ドル建小計	株 1,980,000	-	香港ドル 15,220,750.00 (152,968,537円)	

合 計	株 1,990,000	-	円 166,615,916 (166,615,916)
-----	----------------	---	-------------------------------------

（注）外貨建株式の評価額の単価は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

有価証券明細表注記

- 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 合計金額欄の記載は、邦貨金額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	有価証券の合計額に対する比率
米ドル	株式 2銘柄	6.5 %	8.2 %
香港ドル	株式 23銘柄	72.3 %	91.8 %

（注1）組入株式時価比率は、純資産総額に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

（注2）有価証券の合計額に対する比率は、邦貨建有価証券評価額及び外貨建有価証券の邦貨換算評価額の合計に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

（2）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年1月31日現在）

資産総額	203,245,261 円
負債総額	530,458 円
純資産総額（ - ）	202,714,803 円
発行済口数	338,626,996 口
1万口当たり純資産額（ / ）	5,986 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a . 資本金の額（平成24年1月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

b . 委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

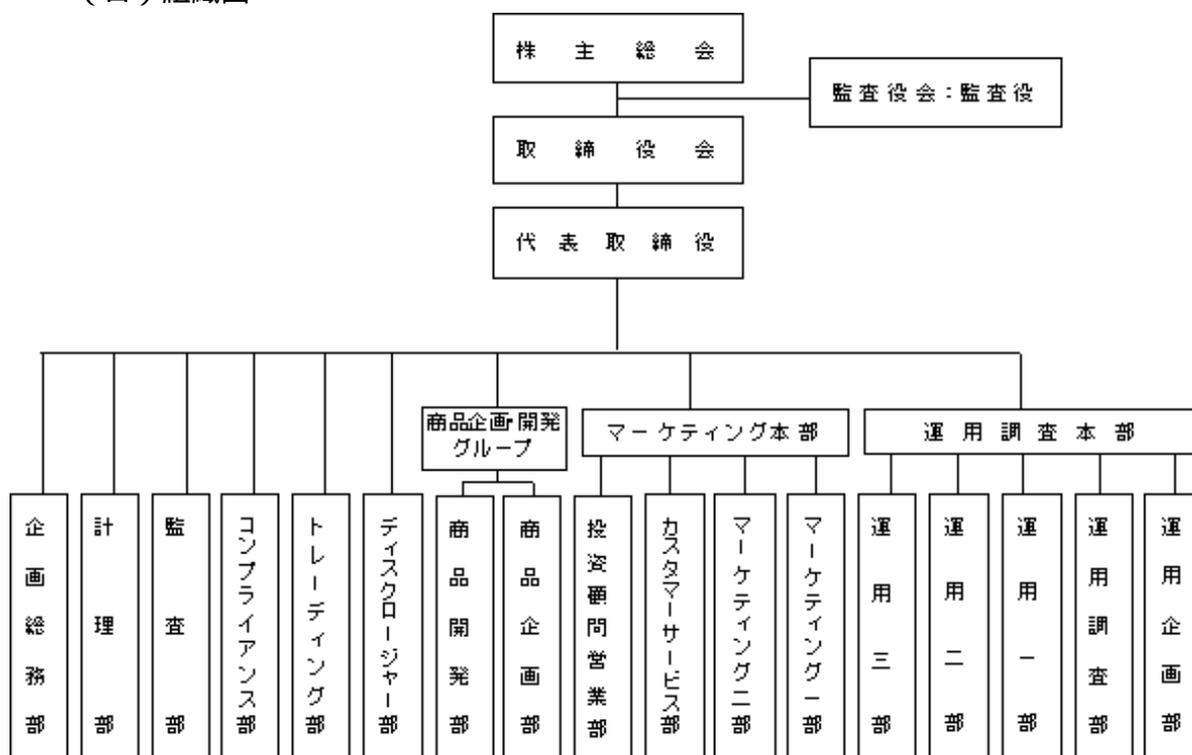
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第52期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,375,054	8,121,107
有価証券	3,516,497	6,541,218
貯蔵品	4,913	4,821
前払金	24,431	45,671
前払費用	17,381	16,884
未収入金	4	96
未収委託者報酬	1,335,057	1,503,847
未収運用受託報酬	-	4,814
未収収益	33,303	30,417
繰延税金資産	138,637	169,661
流動資産合計	10,445,281	16,438,542
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 24,796	2 25,487
器具・備品（純額）	2 38,095	2 43,414
リース資産（純額）	2 13,067	2 7,465
有形固定資産合計	75,959	76,366
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	3 73,596	3 28,112
無形固定資産合計	73,688	28,203
投資その他の資産		
投資有価証券	11,880,034	5,913,628
関係会社株式	77,100	77,100

長期貸付金	31	-
長期前払費用	1,113	75
長期未収入金	12,000	4,800
長期差入保証金	109,547	118,123
長期繰延税金資産	12,320	66,752
前払年金費用	467,715	521,967
長期性預金	500,000	1,300,000
その他	27,500	22,000
投資その他の資産合計	13,087,362	8,024,447
固定資産合計	13,237,010	8,129,018
資産合計	23,682,292	24,567,560

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	12,900	13,619
リース債務	23,125	11,280
未払金		
未払収益分配金	1,186	968
未払償還金	61,755	29,105
未払手数料	1 714,037	1 797,625
その他未払金	115,791	207,650
未払金合計	892,771	1,035,350
未払費用	1 71,575	158,152
未払法人税等	449,865	524,492
賞与引当金	164,600	227,900
役員賞与引当金	24,200	29,600
流動負債合計	1,639,036	2,000,396
固定負債		
長期リース債務	16,722	8,870
退職給付引当金	171,861	163,241
役員退職慰労引当金	66,958	93,958
執行役員退職慰労引当金	112,916	123,916
固定負債合計	368,458	389,987
負債合計	2,007,495	2,390,383
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金	2,024,119	2,646,588
利益剰余金合計	14,502,612	15,125,082
自己株式	6,074	6,827
株主資本合計	21,782,538	22,404,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	107,742	227,077
評価・換算差額等合計	107,742	227,077
純資産合計	21,674,796	22,177,176
負債純資産合計	23,682,292	24,567,560

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	10,140,218	13,707,658
運用受託報酬	-	7,734
営業収益合計	10,140,218	13,715,392
営業費用		
支払手数料	1 5,826,460	1 7,740,156
広告宣伝費	187,354	233,413
公告費	4,179	2,409
調査費		
調査費	242,434	236,790
委託調査費	257,308	628,364
図書費	6,518	6,246
調査費合計	506,260	871,401
委託計算費	272,725	305,544
営業雑経費		
通信費	34,774	35,855
印刷費	163,737	184,349
協会費	8,276	9,581
諸会費	3,179	2,846
その他	16,843	15,462
営業雑経費合計	226,811	248,095
営業費用合計	7,023,791	9,401,021
一般管理費		
給料		
役員報酬	2 91,000	2 92,400
給料・手当	1,065,538	1,163,225
賞与	152,422	196,708
給料合計	1,308,961	1,452,333
交際費	13,397	14,854
寄付金	5,017	4,189
旅費交通費	62,733	79,127
租税公課	35,175	39,168
不動産賃借料	195,056	202,024
賞与引当金繰入	164,600	227,900
役員賞与引当金繰入	24,200	29,600
役員退職慰労引当金繰入	26,583	27,000
退職給付費用	154,016	138,708
減価償却費	78,655	74,876
諸経費	331,667	401,431
一般管理費合計	2,400,064	2,691,215
営業利益	716,362	1,623,156

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)

営業外収益				
受取配当金		77,279		65,366
有価証券利息		74,885		54,422
受取利息		16,170		22,062
時効成立分配金・償還金		38,109		33,486
雑益		20,760		5,316
営業外収益合計		227,206		180,654
営業外費用				
支払利息		1,833		1,110
時効成立後支払分配金・償還金		4,940		1,617
雑損		1,979		924
営業外費用合計		8,753		3,652
経常利益		934,815		1,800,158
特別利益				
投資有価証券売却益		3,827		153,176
特別利益合計		3,827		153,176
特別損失				
固定資産除却損	3	335	3	6,253
投資有価証券売却損		3,060		78,650
投資有価証券評価損		-		17,772
ゴルフ会員権評価損		-		5,500
過年度減価償却費		41,013		-
本社移転費用		24,575		-
特別損失合計		68,983		108,176
税引前当期純利益		869,659		1,845,159
法人税、住民税及び事業税	4	472,673	4	734,171
法人税等調整額		106,678		3,586
法人税等合計		365,994		730,585
当期純利益		503,664		1,114,573

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		(自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
株主資本				
資本金				
前期末残高		4,524,300		4,524,300
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		4,524,300		4,524,300
資本剰余金				
資本準備金				
前期末残高		2,761,700		2,761,700
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		2,761,700		2,761,700
利益剰余金				
利益準備金				

前期末残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,012,604	2,024,119
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
当期変動額合計	11,514	622,469
当期末残高	2,024,119	2,646,588
利益剰余金合計		
前期末残高	14,491,097	14,502,612
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
当期変動額合計	11,514	622,469
当期末残高	14,502,612	15,125,082

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
自己株式		
前期末残高	4,616	6,074
当期変動額		
自己株式の取得	1,457	753
当期変動額合計	1,457	753
当期末残高	6,074	6,827
株主資本合計		
前期末残高	21,772,481	21,782,538
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
自己株式の取得	1,457	753
当期変動額合計	10,057	621,716
当期末残高	21,782,538	22,404,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	500,670	107,742
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	392,928	119,335

当期変動額合計	392,928	119,335
当期末残高	107,742	227,077
純資産合計		
前期末残高	21,271,810	21,674,796
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
自己株式の取得	1,457	753
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	392,928	119,335
当期変動額合計	402,985	502,380
当期末残高	21,674,796	22,177,176

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は、全部純 資産直入法により処理し、売却 原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降 に取得した建物（建物附属設備を除 く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産 定額法。 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間 （5年）に基づく定額法により償却し ております。	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 同左 (2)無形固定資産 同左

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
2. 固定資産の減価償却	(3)リース資産	(3)リース資産

<p>の方法</p> <p>3 . 引当金の計上基準</p>	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していましたが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当事業年度から定率法に変更しております。</p> <p>この変更により、前事業年度までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は25,403千円減少し、営業利益及び経常利益は15,609千円増加し、税引前当期純利益は25,403千円減少しております。</p> <p>(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。</p> <p>(2)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。</p>	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。</p> <p>(1)賞与引当金 同左</p> <p>(2)役員賞与引当金 同左</p>
--------------------------------	--	--

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
<p>3 . 引当金の計上基準</p>	<p>(3)退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>（会計方針の変更）</p>	<p>(3)退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p>

<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。</p> <p>数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5)執行役員退職慰労引当金 執行役員退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。</p>	<p>(4)役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5)執行役員退職慰労引当金 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
-----------------------------------	--	---

会計処理方法の変更

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
	<p>（資産除去債務に関する会計基準の適用）</p> <p>当期から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成22年3月31日）	当事業年度 （平成23年3月31日）																						
<p>1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未払手数料</td> <td>563,753千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>1,732千円</td> </tr> </table> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>78,630千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>333,552千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>89,011千円</td> </tr> </table> <p>3. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>177,141千円</td> </tr> </table>	未払手数料	563,753千円	未払費用	1,732千円	建物	78,630千円	器具備品	333,552千円	リース資産	89,011千円	ソフトウェア	177,141千円	<p>1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未払手数料</td> <td>639,627千円</td> </tr> </table> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>60,723千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>329,664千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>98,457千円</td> </tr> </table> <p>3. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>202,238千円</td> </tr> </table>	未払手数料	639,627千円	建物	60,723千円	器具備品	329,664千円	リース資産	98,457千円	ソフトウェア	202,238千円
未払手数料	563,753千円																						
未払費用	1,732千円																						
建物	78,630千円																						
器具備品	333,552千円																						
リース資産	89,011千円																						
ソフトウェア	177,141千円																						
未払手数料	639,627千円																						
建物	60,723千円																						
器具備品	329,664千円																						
リース資産	98,457千円																						
ソフトウェア	202,238千円																						

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,620,554千円	1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 6,121,248千円
2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内	2. 役員報酬の範囲額 同左
3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 335千円	3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 4,333千円 器具・備品 1,919千円
4. 法人税、住民税及び事業税472,673千円のうち法人税は321,505千円、住民税は70,351千円、事業税80,816千円であります。	4. 法人税、住民税及び事業税734,171千円のうち法人税は500,839千円、住民税は107,473千円、事業税125,859千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	474	169	-	643

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加169株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	643	113	-	756

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加113株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、 ネットワーク機器他（器具備品）であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「2．固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。	ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2)リース資産の減価償却方法 同左

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預

入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,375,054	5,375,054	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,945,411	4,975,340	29,928
其他有価証券	10,154,947	10,154,947	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	1,335,057	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	373,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	5,374,756	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,400,000	3,500,000	-	-
其他有価証券	2,100,000	1,937,150	53,185	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	-	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）

2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,121,107	8,121,107	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	3,519,057	3,534,800	15,742
其他有価証券	8,686,616	8,686,616	-
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	1,503,847	-
(4) 長期性預金	1,300,000	1,300,000	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、当期において、其他有価証券で時価のある投資信託について17,772千円減損処理を行っております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期性預金

長期性預金については、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	326,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,120,113	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	2,000,000	1,500,000	-	-
其他有価証券	3,023,600	874,417	74,684	-
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	-	-	-
(4) 長期性預金	-	1,300,000	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	4,945,411	4,975,340	29,928
	(3) その他	-	-	-
	小計	4,945,411	4,975,340	29,928
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,945,411	4,975,340	29,928

2. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 其他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	62,732	45,457	17,275
	(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	2,318,700	2,315,921	2,778
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,366,133	1,137,460	228,672
	小計	3,747,565	3,498,839	248,726
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,311,300	1,313,244	1,944
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,096,082	5,524,523	428,440
	小計	6,407,382	6,837,767	430,385
合計		10,154,947	10,336,606	181,659

(注)非上場株式(貸借対照表計上額296,173千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	14,200	2,705	3,060
(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	132,566	10,599	8,149
合計	146,766	13,304	11,209

当事業年度(平成23年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	3,519,057	3,534,800	15,742
	(3)その他	-	-	-
	小計	3,519,057	3,534,800	15,742
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,519,057	3,534,800	15,742

2. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,011,100	1,007,222	3,877
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,055,620	1,023,000	32,620
	小計	2,066,720	2,030,222	36,498

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	44,761	45,457	695
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	705,120	705,468	348
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,870,014	6,288,333	418,319
	小計	6,619,895	7,039,259	419,363
	合計	8,686,616	9,069,481	382,865

(注)非上場株式（貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	98,200	51,200	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	3,377,773	104,121	80,775
合計	3,475,973	155,321	80,775

5．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について17,772千円（その他有価証券）減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び当事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	863,276	923,938
(2)年金資産(千円)	891,335	940,384
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	28,058	16,445
(4)未認識数理計算上の差異(千円)	367,470	417,207
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	99,674	74,927
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(千円)	295,854	358,725
(7)前払年金費用(千円)	467,715	521,967
(8)退職給付引当金(6)-(7)(千円)	171,861	163,241

3．退職給付費用に関する事項

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

	(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
(1)勤務費用(千円)(注1)	88,343	82,778
(2)利息費用(千円)	17,358	21,581
(3)期待運用収益(減算)(千円)	14,831	17,826
(4)数理計算上の差異の費用処理額(千円)	75,157	63,027
(5)過去勤務債務の費用処理額(千円)	24,747	24,747
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)(千円)	141,279	124,813
(7)その他(千円)(注2)	12,736	13,894
(8)退職給付費用(6)+(7)(千円)	154,016	138,708

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(前事業年度 24,086千円, 当事業年度 23,250千円)については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.5%	2.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
賞与引当金損金算入限度超過額 76,822	賞与引当金損金算入限度超過額 104,776
減価償却費限度超過額 9,711	減価償却費限度超過額 8,449
退職給付引当金損金算入限度超過額 115,876	退職給付引当金損金算入限度超過額 116,844
役員退職慰労引当金否認額 27,245	役員退職慰労引当金否認額 38,231
投資有価証券評価損否認 67,362	投資有価証券評価損否認 7,231
非上場株式評価損否認 32,458	非上場株式評価損否認 32,458
未払事業税否認 36,960	未払事業税否認 42,773
有価証券評価差額 73,917	有価証券評価差額 155,788
その他 49,290	その他 40,414
繰延税金資産小計 489,645	繰延税金資産小計 546,968
評価性引当額 143,338	評価性引当額 96,431
繰延税金資産合計 346,307	繰延税金資産合計 450,536
繰延税金負債	繰延税金負債
前払年金費用 190,313	前払年金費用 212,388
その他 5,036	その他 1,733
繰延税金負債合計 195,349	繰延税金負債合計 214,121
繰延税金資産の純額 150,957	繰延税金資産の純額 236,414
(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
(千円)	(千円)
流動資産 - 繰延税金資産 138,637	流動資産 - 繰延税金資産 169,661
固定資産 - 長期繰延税金資産 12,320	固定資産 - 長期繰延税金資産 66,752

<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員給与永久に損金算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.53</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.81</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.09</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.21</td> </tr> <tr> <td>税効果未認識差異</td> <td style="text-align: right;">2.54</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.01</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">39.59</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.69	(調整)		役員給与永久に損金算入されない項目	0.53	交際費等永久に損金算入されない項目	0.81	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.09	住民税均等割等	0.21	税効果未認識差異	2.54	その他	0.01	税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.59
法定実効税率	40.69																		
(調整)																			
役員給与永久に損金算入されない項目	0.53																		
交際費等永久に損金算入されない項目	0.81																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.09																		
住民税均等割等	0.21																		
税効果未認識差異	2.54																		
その他	0.01																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.59																		

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注3）	科目	期末残高（千円）（注3）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接7.04	当社設定の投資信託受益権の募集	債券等の現先取引（注1）	1,099,573	短期貸付金	-

						・販売 役員の兼任	当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い(注2)	4,620,554	未払手 数料	563,753
--	--	--	--	--	--	--------------	--	-----------	-----------	---------

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金(千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
同一の親 会社を持 つ会社	新光ビル ディング 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃借 (注1)	148,802	長期差 入保証 金	99,186
同一の親 会社を持 つ会社	日本証券 テクノ ロジー株 式会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	計算業務の 委託	計算委託料支払 (注2) ハウジングサー ビス料支払 (注2)	44,184 16,824	その他 未払金 その他 未払金	3,866 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社(東京証券取引所に上場)

(注) 当社の親会社であった新光証券は、みずほ証券株式会社(旧みずほ証券株式会社)と、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社としております。

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は出 資金(千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
親会社	みずほ 証券 株式会社	東京都 千代田区	125,167,284	金融 商品 取引業	(被所有) 直接76.70 間接7.87	当社設定の 投資信託受 益権の募集 ・販売 役員の兼任	債券等の現先 取引(注1) 当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い(注2)	999,719 6,121,248	短期 貸付金 未払手 数料	- 639,627

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の

子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円） （注3）	科目	期末残高（千円） （注3）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社 （注4）	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借 （注1）	160,641	長期差入保証金	107,916
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 （注2） ハウジングサービス料支払 （注2）	48,084 16,824	その他未払金 その他未払金	5,808 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）1．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- 2．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
- 3．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。
- 4．同一の親会社を持つ会社である新光ビルディング株式会社は、平成22年7月1日に、商号をみずほ証券プロパティマネジメント株式会社としております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
1株当たり純資産額 11,892円19銭	1株当たり純資産額 12,168円58銭
1株当たり当期純利益金額 276円33銭	1株当たり当期純利益金額 611円54銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 （平成22年3月31日）	当事業年度 （平成23年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	21,674,796	22,177,176
普通株式に係る純資産額（千円）	21,674,796	22,177,176
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822	1,822

（注）2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
損益計算書上の当期純利益（千円）	503,664	1,114,573
普通株式に係る当期純利益（千円）	503,664	1,114,573
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,822	1,822

（重要な後発事象）

前事業年度	当事業年度

(自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第52期中間会計期間末

(平成23年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	7,782,373
有価証券	6,519,114
貯蔵品	2,658
未収委託者報酬	1,723,116
未収運用受託報酬	88,311
繰延税金資産	145,384
その他	276,801
流動資産合計	16,537,760
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	23,235
器具・備品（純額）	38,697
リース資産（純額）	4,633
建設仮勘定	19,237
有形固定資産合計	1 85,803
無形固定資産	
ソフトウェア	5,746
ソフトウェア仮勘定	23,289
その他	91
無形固定資産合計	29,126
投資その他の資産	
投資有価証券	4,133,330
長期繰延税金資産	171,731
前払年金費用	496,329
長期性預金	3,000,000
その他	140,033
投資その他の資産合計	7,941,423
固定資産合計	8,056,354
資産合計	24,594,115

(単位：千円)

第52期中間会計期間末

(平成23年9月30日)

負債の部	
流動負債	
リース債務	7,708
未払金	
未払収益分配金	584
未払償還金	21,632

未払手数料	868,432
その他未払金	431,828
未払金合計	1,322,478
未払法人税等	480,811
未払消費税等	97,540
賞与引当金	210,000
その他	395,058
流動負債合計	2,513,597
固定負債	
長期リース債務	5,214
退職給付引当金	169,627
役員退職慰労引当金	62,125
執行役員退職慰労引当金	118,916
固定負債合計	355,883
負債合計	2,869,481
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	12,118,000
繰越利益剰余金	2,334,795
利益剰余金合計	14,813,288
自己株式	6,827
株主資本合計	22,092,460
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	367,827
評価・換算差額等合計	367,827
純資産合計	21,724,633
負債純資産合計	24,594,115

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第52期中間会計期間
	(自 平成23年4月 1日
	至 平成23年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	9,515,771
運用受託報酬	89,151
営業収益合計	9,604,923
営業費用及び一般管理費	1 8,484,728
営業利益	1,120,194
営業外収益	
受取配当金	19,183
有価証券利息	20,884
受取利息	13,101
時効成立分配金・償還金	7,857
その他	1,478

営業外収益合計	62,506
営業外費用	
支払利息	344
時効成立後支払分配金・償還金	2,939
その他	37
営業外費用合計	3,321
経常利益	1,179,379
特別利益	
投資有価証券売却益	5,403
特別利益合計	5,403
特別損失	
固定資産除却損	0
投資有価証券売却損	9,519
特別損失合計	9,519
税引前中間純利益	1,175,263
法人税、住民税及び事業税	468,824
法人税等調整額	15,861
法人税等合計	484,685
中間純利益	690,577

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第52期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	12,118,000

当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	12,118,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	2,646,588
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,002,371
中間純利益	690,577
当中間期変動額合計	311,793
当中間期末残高	2,334,795
利益剰余金合計	
当期首残高	15,125,082
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,002,371
中間純利益	690,577
当中間期変動額合計	311,793
当中間期末残高	14,813,288

(単位：千円)

第52期中間会計期間
(自 平成23年4月 1日
至 平成23年9月30日)

自己株式	
当期首残高	6,827
当中間期変動額	
自己株式の取得	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	6,827
株主資本合計	
当期首残高	22,404,254
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,002,371
中間純利益	690,577
自己株式の取得	-
当中間期変動額合計	311,793
当中間期末残高	22,092,460
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	227,077
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）	140,749
当中間期変動額合計	140,749
当中間期末残高	367,827
純資産合計	

当期首残高	22,177,176
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,002,371
中間純利益	690,577
自己株式の取得	-
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	140,749
当中間期変動額合計	452,543
当中間期末残高	21,724,633

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

関係会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法

により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第52期中間会計期間末 （平成23年9月30日）
1. 有形固定資産の減価償却累計額	499,280千円

（中間損益計算書関係）

項 目	第52期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	
1. 減価償却実施額	有形固定資産	10,694千円
	無形固定資産	22,365千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第52期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	756	-	-	756

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

第52期中間会計期間（平成23年9月30日）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

2. リース資産の減価償却方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2. 固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

第52期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2. 参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	7,782,373	7,782,373	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,009,060	3,019,200	10,139
その他有価証券	7,318,646	7,318,646	-
(3) 未収委託者報酬	1,723,116	1,723,116	-
(4) 長期性預金	3,000,000	3,004,175	4,175

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額

によっております。

(4) 長期性預金

長期性預金については、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	324,737

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第52期中間会計期間末(平成23年9月30日)

1 . 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	3,009,060	3,019,200	10,139
	(3)その他	-	-	-
	小計	3,009,060	3,019,200	10,139
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,009,060	3,019,200	10,139

2 . 関係会社株式

関係会社株式(中間貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3 . その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	703,010	701,741	1,268
	その他	-	-	-
(3)その他		4,002	4,000	2
	小計	707,012	705,741	1,270
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	35,280	45,457	10,177
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,008,960	1,009,913	953
	その他	-	-	-
(3)その他		5,567,394	6,177,711	610,317
小計		6,611,634	7,233,082	621,448
合計		7,318,646	7,938,824	620,177

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額247,637千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第52期中間会計期間末(平成23年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第52期中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第52期中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第52期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	11,920円27銭
1株当たり中間純利益金額	378円91銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	第52期中間会計期間末 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	21,724,633
普通株式に係る純資産額(千円)	21,724,633
普通株式の発行済株式数(千株)	1,823
普通株式の自己株式数(千株)	0

1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数(千株)	1,822
-----------------------------	-------

(注) 2 . 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

項 目	第52期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
中間純利益 (千円)	690,577
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	690,577
期中平均株式数 (千株)	1,822

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成24年1月末現在、324,279百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成24年1月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容

藍澤證券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
永和証券株式会社	500	同上
岡安証券株式会社	500	同上
木村証券株式会社	500	同上
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
丸福証券株式会社	852	同上
八十二証券株式会社	800	同上
株式会社S B I証券	47,937	同上
西日本シティTT証券株式会社	1,575	同上
楽天証券株式会社	7,495	同上
新和証券株式会社	780	同上
岡三オンライン証券株式会社	8,000	同上
株式会社滋賀銀行	33,076	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社西日本シティ銀行	85,745	同上

(3) 招商証券股?有限公司（「投資顧問会社」）

a．資本金の額

平成24年1月末現在、3,227百万人民元

b．事業の内容

中国籍の法人であり、証券業務、資産運用業務等を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

委託者は、新和証券株式会社の株式の1.2%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託者の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

- (1) 目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
- ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・ 詳細情報の入手方法
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (3) 目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
- (6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「追加情報」に記載されているとおり、会社は当事業年度より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月20日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第52期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（ ）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年1月31日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新都市中国株式ファンドの平成23年6月4日から平成23年12月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新都市中国株式ファンドの平成23年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)